

いつもメールマガジンをご購読いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人

大 | 槻 | 経 | 営 | 労 | 務 | 管 | 理 | 事 | 務 | 所 |

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

<http://www.otuki.org/>



【目次】

▼ 室長の現場レポート（第21回目）

銀座第1室室長 杉山 悟一

▼ 大槻事務所だより 6月号

▼ 大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第46回目） 渡邊 賢太郎

▼ 社労士Q&A

▼ 事務組合ニュース（平成28年度第1期）

1 | 室長の現場レポート（第21回目）

【執筆者】 銀座第1室室長 杉山 悟一

～記事のPOINT～

- 契約社員に関する実態調査について
- 有期契約労働者の契約更新の判断基準について

今後、有期契約労働者に関する法改正がございます。

主だった法改正として、「育児休業の申し出ができる有期契約労働者の要件の緩和（平成29年1月1日施行予定）」で、1.当該事業主に引き続き雇用された期間が1年

以上である者・2.養育する子が1歳6ヶ月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者のいずれにも該当する者が、育児休業の申し出をすることができるようになります。

また、「短時間労働者への被用者保険の適用拡大」や「労働契約法の無期転換ルール」に基づく無期転換申し込みが2年後の平成30年から本格的におこなわれます。

クライアントからも度々ご相談を受けることがありますので、今回は有期契約労働者の契約更新の判断基準について注目します。

都内の常用従業員規模30人以上の3,000事業所・契約社員2,000人を対象とした、東京都産業労働局の『契約社員に関する実態調査(平成28年3月)』によると、平成27年度において、回答のあった事業所のうち45%超が契約社員を導入しているそうです。契約社員を活用するメリットとしては、「仕事量の変化への即応」が40.3%と最も多く、次いで「自社で養成できない労働者の確保」が23.5%となっております。(複数回答可)

有期雇用労働者を活用している理由としては、「専門的・技術的な業務に対応するため」が47.8%と最も多く、次いで「正社員としての適性をみるため」が39.6%、「人件費節減のため」が21.9%となっております。(複数回答可)

一方雇い止め(契約期間満了)の理由としては、「労働者の能力不足」が55.6%と最も多く、次いで「労働者の勤務態度不良」が47.2%、「業務量の減少」「労働者の傷病などの健康不良」が25%となっています。また、契約期間途中での契約解除の理由としては、「労働者の勤務態度不良」が50%と最も多く、次いで「労働者の傷病などの健康不良」が38.2%となっております。(複数回答可)

企業が有期契約労働者を雇う理由も辞めてもらう理由も能力の部分が多いですが、業務量への対応・勤務態度・健康面についても留意しているようです。

雇用契約書の更新欄を見ると、契約の更新の有無に次いで、契約更新の判断基準が記載されていると思いますが、この部分について雛型・抽象的な内容となっている場合が多いのではないのでしょうか。契約更新の判断基準は、設定された基準を満たしていれば当然契約は更新されるもので、この契約更新の判断基準が不明確であったり、労使双方の認識違いがあると、更新・非更新の決定がスムーズにいきません。

契約更新の判断基準については、具体的に記載しておくことをお勧めいたします。実態調査にもあるように、有期契約労働者については、能力・業務量への対応・勤務態度・健康面に留意しているようなので、これらを踏まえたうえで、具体的に会社の特性に応じて、設定できる事項は設定すると良いと考えます。

例えば、能力であれば、「〇回以上のミス報告がないこと」「〇〇書類が作成できること」、勤務態度であれば、「お客からのクレームが〇件以上ないこと」「契約期間中に遅刻・早退が〇回以上ないこと」、健康面であれば、「契約期間中の出勤率が〇%以上であること」「健康診断結果において異常の判定がないこと」等が考えられます。

契約更新においてトラブルにならないよう、労使双方にとって明確な基準を設定するためにも、法改正もありますので、あらためて御社の雇用契約書を見直しされてはいかがでしょう。その際には、ぜひ当事務所の担当にもお声掛けいただけると幸いです。

..... * .+°

【大槻事務所だより】

今月のテーマは「パートタイマーも厚生年金・健康保険加入へ」です！

URL: http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol87.pdf

..... * .+°

2 | 大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇 (第 46 回目)

【 執筆者 渡邊 賢太郎 編 】

.....

～記事の POINT～

- 映画のススメ
 - オススメの一本
-

過ごしやすい時期も終わり、すっかり夏ですね。

暑さが苦手なので今年もインドアで過ごすことが多くなりそうです。

そんな私の「おすすめ〇〇」は、「映画」です。みなさんはどんな映画が好きですか？

ドラマ、SF、ホラーなどいろいろありますが、私はアクションが好きです。

家でんびり観ることも好きですが、やはり映画館で観る方が、特別感がありますね。

私はよくいろいろ考えてしまうときに、無心になりたくて映画館に行きます。

映画の良い所は、一人でひたすら集中して没頭できることです。映画という2時間前後の時間の中にさまざまなドラマや驚きがあり非日常を体験することができます。

映画館を出るときには頭の中が整理されていることが多いです。

これには理由があるらしく没頭している人間の脳というのはフリーになって何も考えておらず、脳としては究極の状態であり、ストレスも何も感じていない状態になっているらしいです。私は映画を見ることでその状態になっているのかもしれませんが。

家でレンタルしての鑑賞もいいのですが、没頭するにはやはり映画館がおすすめです。

独特の雰囲気と巨大スクリーンと大きな音、また暗い照明は、人間の五感を奪い非常に集中できる環境下に置きます。自宅でもこのような環境が作れることができれば、常にストレス解消ができるのではないかと感じます。

なお、東京にはオールナイトシネマをやっている所も多いので、人も少なく静かに周りに人がいる不快感等がなく映画館を楽しむこともできますので、ぜひご活用ください。

最後に映画を1本紹介させていただきます。

昨年の作品ですが「キングスマン」はみなさんに観ていただきたい映画です。

スパイをモデルにしたアクション映画で、監督に「キック・アス」のマシュー・ボーン監督、主演を「英国王のスピーチ」でアカデミー賞を受賞したコリン・ファース、その他、人気の若手俳優タロン・エガートンも出演しています。

アクションもさることながら、出演者のスーツがとてもおしゃれでカッコいいです。

言葉では伝わらないくらい本当にかっこいい映画なので、ぜひ1度観てください。

この作品なら家で鑑賞した場合であっても映画に没頭してしまい、ストレスを解消できるかと思えます。ちなみに来年続編が公開されますので、そちらはぜひ映画館へ観に行ってください。この作品は映画館で観たほうが、迫力があり面白いと思えます。

最後までお読みいただきましてありがとうございました。

25年4月入所 銀座第4室 渡邊 賢太郎

社労士Q&A

【執筆者】 大槻事務所 給与プロジェクト

Q: 7月より宇都宮へ転居し、新幹線通勤を予定している従業員がいます。この場合の通勤手当は非課税となりますでしょうか？

(宇都宮－東京間の1ヶ月分の新幹線定期代は102,050円)

~~~~~  
A. 問題ありません。非課税限度額は平成28年4月に引き上げられ、最高限度額が150,000円になっております。

新幹線を利用した場合、特急料金も含めて非課税限度額の範囲内であれば、1ヶ月の通勤手当を非課税とすることが可能です。

(但し、グリーン料金は合理的な運賃とみなされません。また、新幹線の運賃には消費税を含みます。)

なお、今回の改正は平成28年4月に行われましたが、改正後の非課税規定は平成28年1月に遡って適用されます。

そのため、平成28年1月から3月までに課税されていた通勤手当は年末調整の際に所得税の精算を行うこととなります。

◆ 国税庁のホームページ

通勤手当の非課税限度額の引上げ

<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/pdf/01.pdf>



..... \*.+°

| 【事務組合ニュース】

| 今回のテーマは「雇用保険法の改正について」です！

| URL: <http://www.otuki.org/pdf/roukuminews20160530.pdf>

..... \*.+°

